

令和7年度

標体（L－I）2基ほか1件整備

仕 様 書

第九管区海上保安本部

第一章 整備概要

1 件 名

標体（L－1）2基ほか1件整備

2 整備概要

本整備は、七尾大田浮標置場に保管中の標体を灯浮標の交換に使用するため、標体の修理及び塗装等を行うものである。

3 整備標体

標体型式	数 量	標体番号
L－1	2	93058（共用） 93063（一般）
L－2	1	94023（共用）

4 履行場所

標体引渡及び納入場所

七尾大田浮標置場

石川県七尾市大田町112

5 履行期限

令和7年10月31日

6 管理事務所

七尾海上保安部 交通課

石川県七尾市矢田新町二部173

電話 0767-53-7118

第二章 一般共通事項

本仕様に記載されていない事項や詳細については以下による。

- ・ 灯浮標等製造・修理 共通仕様書
(海上保安庁交通部整備課)

1 適用範囲

(1) 本仕様書、関係法令に適合するように施工するものとし、該当事項の無いものには適用しない。

(2) 本仕様書に記載の無い事項でも、自然付帯する事項は請負金額の範囲内で実施する。

2 設計図書

設計図書とは、図面及び仕様書（現場説明書及び現場説明に対する質問回答書を含む）をいう。

3 監督職員

監督職員とは、「第九管区海上保安本部長」が任命する職員で、請負契約書に規定する監督職員をいう。

4 疑義に対する協議

設計図書に明記のない場合又は疑いを生じた場合は、一方的な解釈や変更をすることなく監督職員と協議し、その指示に従う。

5 諸 届

作業の着手・施工・完成に当たり、関係官公署その他の関係機関への必要な届出手続きは速やかに実施し、作業工程に支障を及ぼさないように注意する。

また、これに要する諸費用も負担する。

6 現場代理人及び主任技術者

現場代理人及び主任技術者とは、請負契約書に規定する現場代理人及び主任技術者をいう。

7 整備現場の安全衛生管理

(1) 整備現場の安全衛生に関する管理は、現場代理人が責任者となり、関係法令等に従ってこれを行う。ただし、別に責任者を定めた場合はこれに協力する。

(2) 整備現場においては、常に整理整頓を行い、特に危険箇所の点検を行うなど、事故の防止に努める。

8 災害及び公害の防止

修繕作業に伴う災害及び公害の防止は、関係法令に従い適切に処置するとともに、特に下記の事項を守らなければならない。

- (1) 第三者に災害を及ぼしてはならない。
- (2) 公害の防止に努める。
- (3) 善良な管理者の注意をもってしても、なお災害又は公害の発生のおそれがある場合の処置については、監督職員と協議する。
- (4) 気象等の変化に注意し、事故の防止に努める。
- (5) 機械器具等の取り扱いに注意し、事故の防止に努める。
なお、第三者に対して損害を与えた場合は、請負者は適正な補償をしなければならない。

9 工程表

着手に先立ち、実施工程表を作成し、監督職員の承諾を受ける。

10 整備計画書

修繕着手に先立ち、整備計画書を作成し、監督職員に提出する。ただし、整備計画書作成の必要性の少ないものは、監督職員の承諾を受けて、省略することが出来る。

11 材料

- (1) 材料は、新品とし、項目12により合格したもの又は承諾を受けたものを使用する。
- (2) 材料の品質が明示されていない場合は、均衡を得た品質のものを使用する。
- (3) 設計図書による「JIS（日本産業規格）の規格品」と指示された材料は、JIS マークの表示のあるもの又は JIS の規格証明書の添付されたものを使用する。
- (4) 調合を要する材料は、調合表を監督職員に提出して承諾を受ける。

12 材料の検査

- (1) 材料は、種別ごとに監督職員の検査を受ける。
ただし、軽易な材料については、監督職員の承諾を受けて省略することができる。

- (2) 合格した材料と同じ種類の材料は、監督職員が特に指示する材料を除き、以後の使用を承諾されたものみなす。

13 施工の立会い

監督職員の立会いは、下記の場合に行う。

- (1) 設計図書に定められた場合

- (2) 監督職員が特に指示する場合

14 後片付け及び清掃

整備終了後、現場の後片付け及び清掃を行う。

15 撤去品及び発生材

撤去品及び発生材があった場合は、監督職員の指示に従うこと。

16 進捗報告及び完成検査

- (1) 整備の進捗状況を監督職員に遺漏のないように報告すること。

- (2) 次の検査工程及び監督職員が指定した作業工程に達したときには、監督職員の確認を受けること。

- ① 素地調整完了及び気密試験実施時
- ② 標体整備完了時

- (3) 完成検査にあたっては、現場代理人は完成日を事前に連絡するものとし、現場代理人は検査に立会い、検査又は試験の結果、当該目的物が完成されていない場合は、検査職員の指示に従い、請負者の負担において、適切な措置を講じなければならない。

17 完成書類

試験成績書、材料証明、写真などを作成し、A4版ファイルに整理し、第九管区海上保安本部交通部及び管理事務所へ各1部を提出する。特に写真については、整備着手前から整備完了までの各工程順に撮影した写真を添付し、完成後の写真については、標体全景を全周方向から撮影する。

第三章 材料

1 適用

整備に使用する材料は、設計図書に品質規格を特に明示した場合を除き、この共通仕様書に示す規格に適合したもの、又はこれらと同等品以上の品質を有しなければならない。ただし、監督職員が承諾した材料及び設計図書に明示されていない仮設材料については除く。

2 鋼材

(1) 一般事項

- ① 整備に使用する鋼材は、さび、腐れ等変質のないものでなければならない。
- ② 請負者は、鋼材を塵埃や油類等で汚損しないようにするとともに防食しなければならない。
- ③ 鋼材の種類、品質は、設計図書又は JIS 等の規格に適合するものでなければならない。
- ④ 請負者は、施工に先立ち材料の試験成績表又はこれに代わる書類を監督職員に提出する。

(2) 鋼管類

鋼管類は、以下の規格に適合しなければならない。

JIS G 3444 (一般構造用炭素鋼管) STK400

JIS G 3452 (配管用炭素鋼管) SGP

JIS G 3446 (機械構造用ステンレス鋼管) SUS304TK

JIS G 3459 (配管用ステンレス鋼管) SUS304TP

JIS H 4080 (アルミニウム及びアルミニウム合金の継目無管) A5052TE、
A5083TE

(3) 鋼板及び形鋼類

鋼板及び形鋼類は、以下の規格に適合しなければならない。

JIS G 3101 (一般構造用圧延鋼材) SS400

JIS B 8247 (圧力容器用鏡板) SS400

JIS G 4304 (熱間圧延ステンレス鋼板及び鋼帯) SUS304HP

JIS G 4305 (冷間圧延ステンレス鋼板及び鋼帯) SUS304CP

JIS H 4000 (アルミニウム及びアルミニウム合金の板及び条) A5052P、
A5083P

JIS G 4317 (熱間圧延ステンレス等辺山形鋼) USS304HA、SUS304CA

JIS H 4100 (アルミニウム及びアルミニウム合金の押出型材) A5052S、
A6063S

JIS G 3192 (熱間圧延形鋼の形状、寸法、質量及びその許容差)

JIS G 3193 (熱間圧延鋼板及び鋼帯の形状、寸法、質量及び許容差)

JIS G 3194 (熱間圧延平鋼の形状、寸法、質量及びその許容差)

(4) 棒鋼類

棒鋼類は、以下の規格に適合するものでなければならない。

JIS G 3101 (一般構造用圧延鋼材)

JIS G 3112 (鉄筋コンクリート用棒鋼)

JIS G 3117 (鉄筋コンクリート用再生棒鋼)

JIS G 3191 (熱間圧延棒鋼とバーインコイルの形状、寸法及び質量並びにその許容差)

JIS G 4303 (ステンレス棒鋼) SUS304B

JIS H 4040 (アルミニウム及びアルミニウム合金の棒及び線) A5052BE、
A6063BE

3 防食材料

(1) アルミニウム電気陽極板

- ① 電気防食は、アルミニウム電気陽極板とする。
- ② 請負者は、試験成績表を事前に監督職員に提出しなければならない。

(2) 防食塗装

防食塗装の種類及び品質は、別表 2-2 (標体塗装仕様) の定めによる。

4 溶接材

溶接材料は、「JIS Z 3211 軟鋼用被覆アーク溶接棒」「JIS Z 3212 高張力鋼用被覆アーク溶接棒」「JIS Z 3312 軟鋼及び高張力鋼用マグ溶接ソリッドワイヤ」及び「JIS Z 3313 軟鋼、高張力鋼及び低温用鋼用アーク溶接フラックス入りワイヤ」の規格に適合したものとし、母材の種類、寸法及び溶接条件に適したものを選定しなければならない。

また、被覆のはがれ、割れ、汚れ、吸湿及び著しいさび等溶接に欠陥の無いものでなければならない。

5 ガス切断材

切断に使用する酸素ガス及び溶解アセチレンは「JIS K 1101 酸素」及び「JIS K 1902 溶解アセチレン」の規格に適合しなければならない。

第四章 標体整備工

1 標体整備

- (1) 部材製作・新設・新替・整備及び撤去
別表1-1（標体修理内訳書）のとおり、部材を図示のとおり製作・加工し、標体に監督職員の指示する箇所に新設・新替・整備及び撤去する。
- (2) 標体内部での作業における注意事項
標体内部での作業をする前には事故防止対策として、必ず床板と下部鏡板で構成される遮蔽空間の可燃性ガス濃度測定を行い、安全であることを確認できた後に実施する。
測定結果により、爆発等危険が生じる可能性があると認められた場合は、ガス抜き作業を行い再度安全が確認できた後実施する。

2 塗装

- (1) 塗装は工場塗装とし、運搬後に工場の作業スペース内で行い、別表2-1（標体塗装仕様内訳書）、別表2-2（標体塗装仕様）、別表2-3（標示板の記入方法）及び別表2-4（浮体の記入方法）のとおりに行う。
- (2) 粉じん、塗装沫が外部に拡散のおそれがある悪天候時には、塗装作業を中止する。
- (3) 塗料の塗りつけは、原則としてエアレススプレー塗りとし、流し、シワ、ムラ、フクレのないように行う。
- (4) 塗膜の密着性に十分留意し、雨天、高湿度、油気及び強風等の塗装に有害な環境下での作業は行わない。
- (5) 使用する塗料は、膜厚及び塗布量・塗装間隔・塗装回数等の要領は、製造者メーカーの仕様によるものとし、事前に監督職員の承諾を得るものとする。
- (6) 同一工程内で使用する塗料は、同じ製品を使用する。
- (7) 作業にあたっては、用地床面等に塗料粉末の飛散による汚損が固着しないように養生するとともに、汚損した場合は直ちに除去清掃する。
- (8) 各塗装工程終了毎に膜厚検査を実施し、検査結果を完成図書に添付し提出する。
- (9) 七尾大田浮標置場における修理及び塗装等の作業について、七尾大田浮標置場において修理や塗装等の作業を行う場合は、外周を工事用シートで張り回し、浮標置場を離れる際は、浮標置場入口から通行人等が容易に侵入できないよう措置する。

標 体 修 理 内 訳 書

	項 目	内 容							図面番号	備 考
		新設	新替	修繕	閉塞等	93058	93063	94023		
						L-1(共用)	L-1(一般)	L-2(共用)		
						七尾18	七尾15	国分2		
1	鳥除金物		●			0.94m			8/11	
2	通気管(フランジ接続方式化)		●			2本	2本	2本	5/11	
3	通気管取付金物		●			6個	6個	6個	5/11	
4	ブイフロート		●			2個	2個	2個	5/11	ピンポン玉交換
5	マンホールパッキン		●			1枚	1枚	1枚	5/11	
6	マンホール蓋掛金		●				○		5/11	
7	受板		●				○		5/11	
8	マンホール胴壁ピンホール肉盛溶接			●		○			5/11	
9	上部鏡板滑り止め塗装			●		1式	1式	1式	2~4/11	
10	ロープ留め金具	●						2本	6/11	
11	電線貫通金物(M18)パッキン		●			1個	1個	1個	7/11	
12	電線貫通金物(M18)盲座金				●	1枚	1枚	1枚	7/11	
13	電線貫通金物(M13→M18)		●			1個	1個	1個	7/11	クラウド用
11	電線貫通金物(M13)		●				1個	1個	7/11	
15	電線貫通金物(M13)パッキン		●			2個	1個	1個	7/11	
16	太陽電池モジュール取付座	●						5組	9/11	
17	中継端子箱取付座	●				1個	1個	1個	8/11	
18	電気防食板取付座			●		4個	4個	4個	10,11/11	
19	電気防食板		●			○	○	○	10,11/11	

別表2－1

標 体 塗 装 仕 様 内 訳 書

	使用予定 標識名	塗色	櫓部	吃水上部	吃水下部	浮体内部 壁面	浮体内部 床面	尾筒内面	番号 標識名 (国字)	番号 標識名 (ローマ字)	港名	備考
93058 L-1型 (共用) (H5)	七尾港 第十八号 灯浮標	赤	素地調整(3種Aケレン) 錆止塗装 上塗り	素地調整(3種Aケレン) 錆止塗装 上塗り	素地調整(3種Aケレン) 錆止塗装 船底防汚塗装	素地調整(4種ケレン) 錆止塗装 上塗り	素地調整(4種ケレン) 錆止塗装 上塗り	素地調整(3種Aケレン) 錆止塗装 船底防汚塗装	18 七 尾	18 NANAO	七尾港	
93063 L-1型 (一般) (H16)	七尾港 第十五号 灯浮標	緑	素地調整(3種Aケレン) 錆止塗装 上塗り	素地調整(3種Aケレン) 錆止塗装 上塗り	素地調整(3種Aケレン) 錆止塗装 船底防汚塗装	素地調整(4種ケレン) 錆止塗装 上塗り	素地調整(4種ケレン) 錆止塗装 上塗り		15 七 尾	15 NANAO	七尾港	
94023 L-2型 (共用) (H3)	国分航路 第二号 灯浮標	赤	素地調整(3種Aケレン) 錆止塗装 上塗り	素地調整(3種Aケレン) 錆止塗装 上塗り	素地調整(3種Aケレン) 錆止塗装 船底防汚塗装	素地調整(4種ケレン) 錆止塗装 上塗り	素地調整(4種ケレン) 錆止塗装 上塗り	素地調整(3種Aケレン) 錆止塗装 船底防汚塗装	2 国 分	2 KOKUBU	伏木富山港	

注1 各塗装等の仕様は別表2－2(標体塗装仕様)による。

注2 標識名等の記入方法は別表2－3(標示板の記入方法)による。

別表2-2

標 体 塗 装 仕 様

	塗 料 及 び 処 理	塗 装 回 数	備 考
素地調整(3種Aケレン)	劣化塗膜及び錆の部分をディスクサンダー等の動力工具で除去し、鉄肌を露出された後、全面をパワーブラシ等で研磨する。	塗膜厚計測 -	対象標体櫓部及び吃水上部全面並びに尾筒内面 吃水下部全面 ケレン実施後の素地値を記録する。
素地調整(4種ケレン)	旧塗膜に付着した塵埃、油脂類その他付着物を丁寧に除去する。	-	対象標体櫓部及び吃水上部全面並びに尾筒内面 吃水下部全面
錆止塗装	変成エポキシ樹脂系錆止塗料	メーカー仕様による	対象標体全面積のうちケレン種別に対応した補修面積
船底防汚塗装塗料	加水分解型防汚塗料	メーカー仕様による	吃水下部全面及び尾筒内面
上塗り	アクリル樹脂系上塗り塗料(赤・緑)	メーカー仕様による	櫓部及び吃水上部全面
上塗り	変成エポキシ樹脂系錆止塗料	メーカー仕様による	浮体内部

・指定色の種類

塗 色	マンセル記号	(社)日本塗料工業会色票番号	備 考
白	N9.5	LN-95	
赤	7.5R4/14	L07-40X	
緑	5G4/8	L45-40P	
黄	2.5Y8/14	L22-80X	
黒	N1	LN-10	
クリーム	10YR8.5/3 又は 10YR9/3.5	L19-85F	

(注)色票番号は、(社)日本塗料工業会発行「塗料用標準色見本帳2021年L版」による。

・塗装区分での吃水線位置

標 体 型 式	位 置
L-2型(共用・一般)	胴板上端から下方へ 600mm
L-1型(共用)	胴板上端から下方へ 450mm
L-1型(一般)	胴板上端から下方へ 470mm

・標体等塗料面積

標 体 型 式 等	踊場部	櫓部	吃水上部	吃水下部	浮体内部	尾筒内面
L-2型(共用)	9.93㎡	14.81㎡	14.31㎡	36.29㎡	44.95㎡	15.92㎡
L-2型(一般)	11.14㎡	15.79㎡	13.37㎡	31.26㎡	39.13㎡	-
L-1型(共用)	9.11㎡	12.12㎡	11.58㎡	27.19㎡	38.3㎡	10.36㎡
L-1型(一般)	10.01㎡	13.35㎡	12.92㎡	28.43㎡	35.22㎡	-

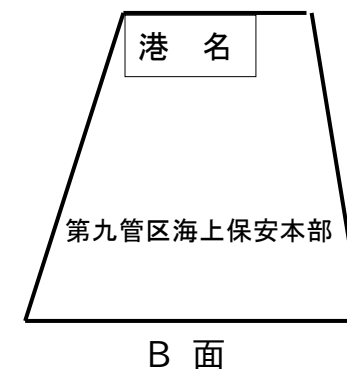
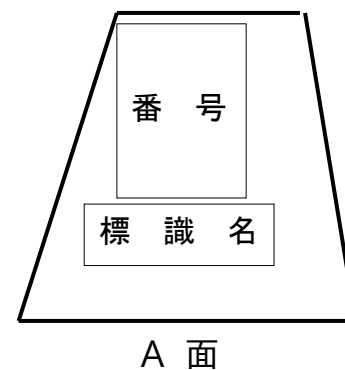
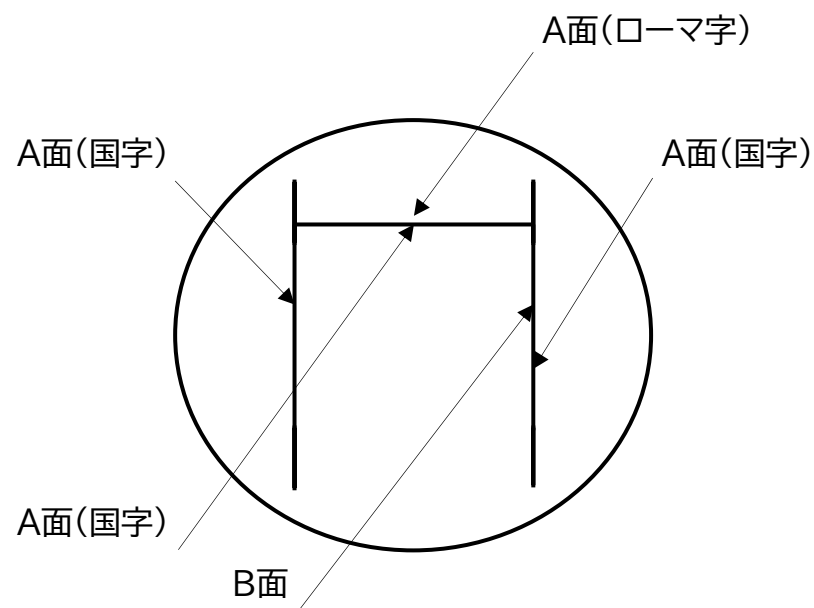
標 示 板 の 記 入 方 法

◎ 文字の種類：文字は、国字、アラビア数字、ローマ字(ヘボン式)とし、字体はゴシック体とする。

◎ 文字の色：下表による。

標体の色	緑	赤	黒	黄
文字の色	白	白	白	黒

◎ 記入位置：下図による。



※ 本図はやぐら踊り場方向から浮体方向を見た図である。

※ 各標識名、番号、港名は、別表2-1(標体塗装仕様内訳書)による。

浮 体 の 記 入 方 法

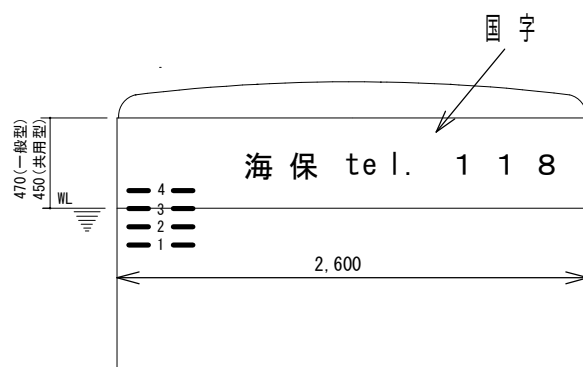
別表 2 - 4

◎ 文字の種類：文字は、国字、アラビア数字、ローマ字（ハボン式）とし、字体はゴシック体とする。

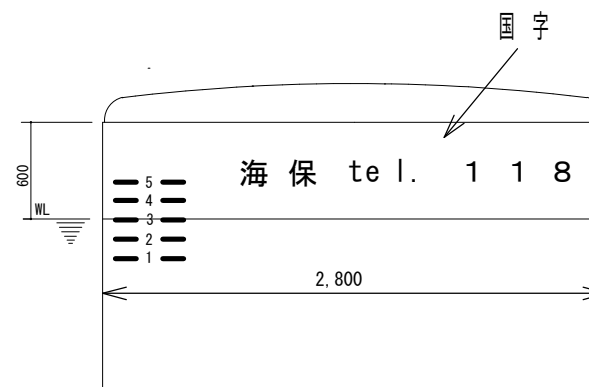
◎ 文字の色：下表による。

標体の色	緑	赤	黒
文字の色	白	白	白

◎ 記入方法：下図による。



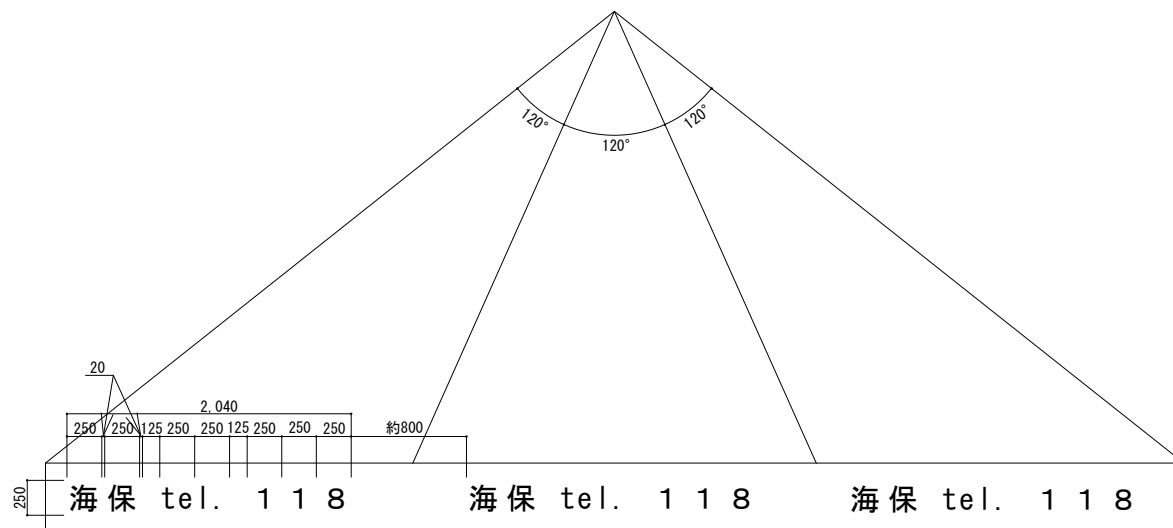
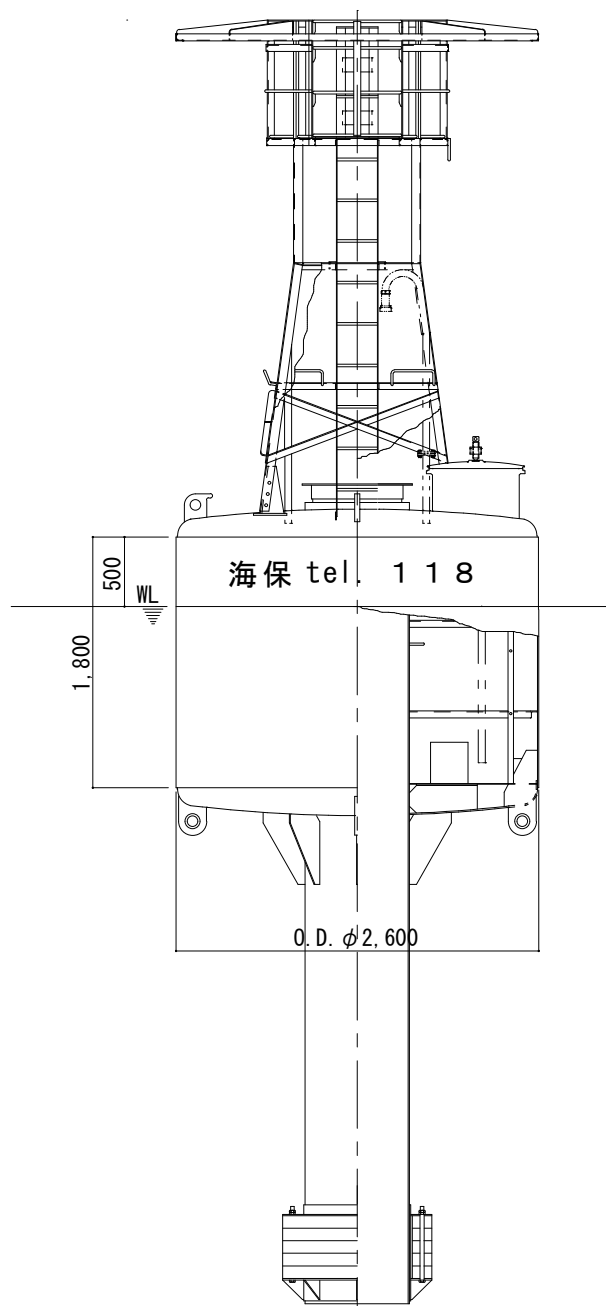
L - 1 標体



L - 2 標体

※ 本図は、各灯浮標の全体図に記載しているとおり、各浮標規格毎に定められるWLを基準として、上下に100mm間隔に喫水線を振っていく、WLから200mm上がり付近に、「海保tel.118」を記載する。

※ 三方向に記載する。



- ① 本図は、L-1型標体の例を示す。
- ② 標体型式ごとの一辺の文字の大きさは、下表のとおりとする。
- | 標体型式 | 一辺の文字の大きさ |
|----------|-----------|
| L-3、2、1型 | 250mm角 |
- ③ 字体はゴシック体とし、浮体塗色ごとの文字色は、下表のとおりとする。

浮体塗色	文字色
緑、赤、黒	白
黄、赤白	黒

電気防食板内訳表

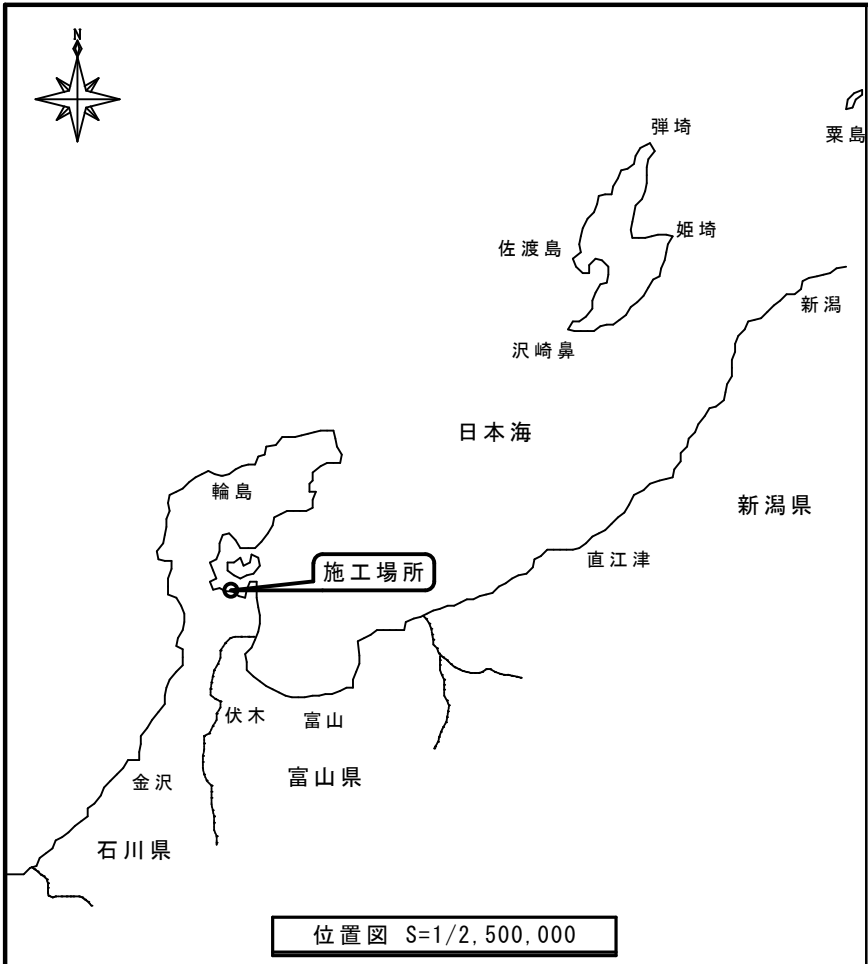
防食板必要重量

標体番号	標識名	必要重量 (kg)	備考	
93058	七尾港第十八号灯浮標	18.0	参考 18.24kg AB-9×4個	参考 21.6kg MF-53×4個
93063	七尾港第十五号灯浮標	18.0	参考 18.24kg AB-9×4個	参考 21.6kg MF-53×4個
94023	国分航路第二号灯浮標	20.6	参考 22.0kg AB-10×4個	参考 21.6kg MF-53×4個

※同一規格の必要重量分以上の電気防食板を均等配置すること。

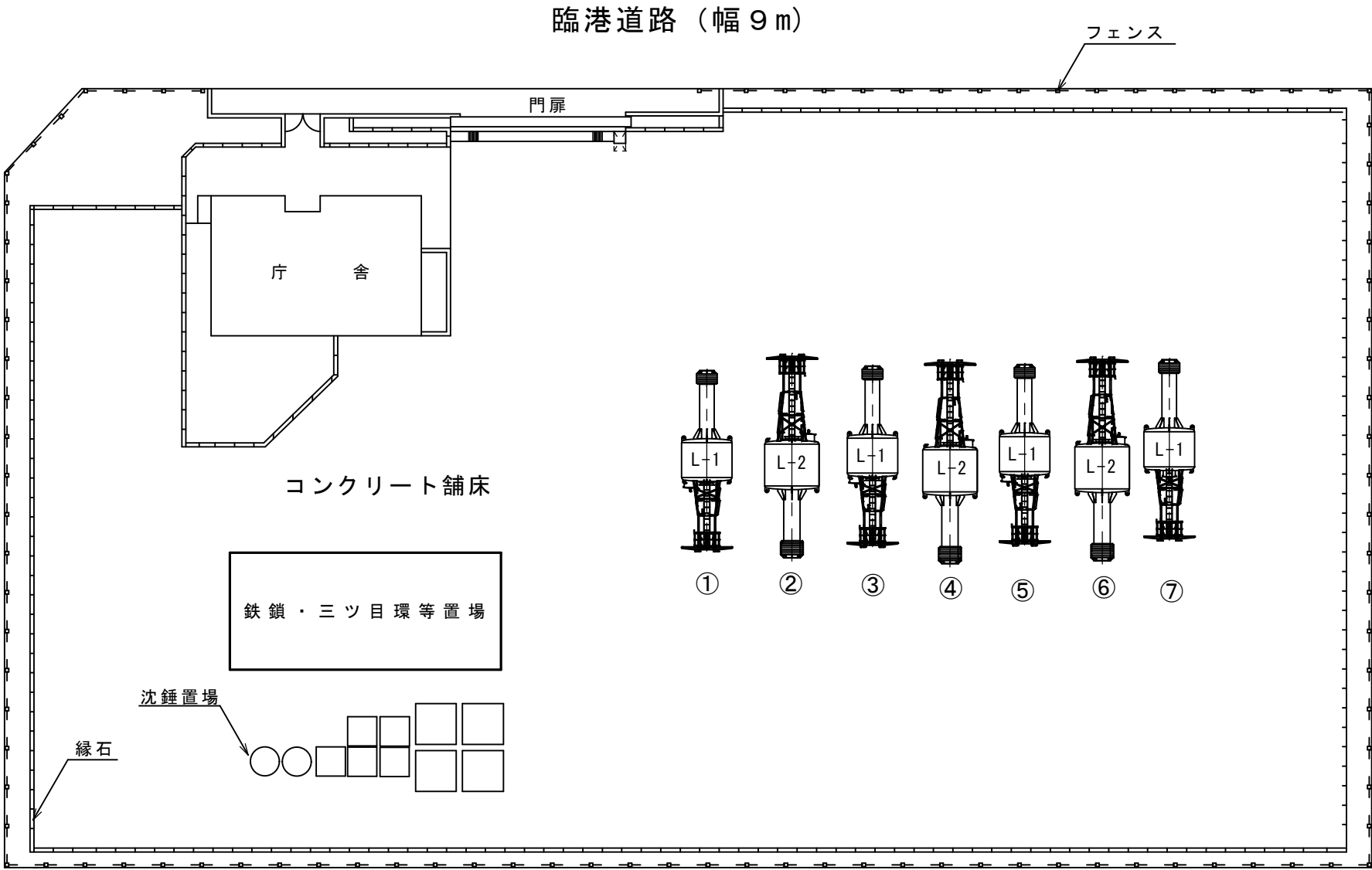
(参考)主な電気防食板の規格等

ナカボーテック AB-10(150×300×50)5.5kg
 AB-9(150×300×40)4.59kg
 AB-8(150×300×30)3.65kg
 日本防蝕工業 MF-53(200×300×35)5.4kg
 HMF-43(150×300×40)4.2kg
 MF-34(150×300×30)3.6kg



整備対象標体一覧

番号	型 式	標体番号	対象	標識名
①	L-1型	9 3 0 5 8	○	七尾港第十八号灯浮標
②	L-2型	3 4 0 5 4		
③	L-1型	9 3 0 5 4		
④	L-2型	9 4 0 1 6		
⑤	L-1型	9 3 0 6 4		
⑥	L-2型	9 4 0 2 3	○	国分航路第二号灯浮標
⑦	L-1型	9 3 0 6 3	○	七尾港第十五号灯浮標

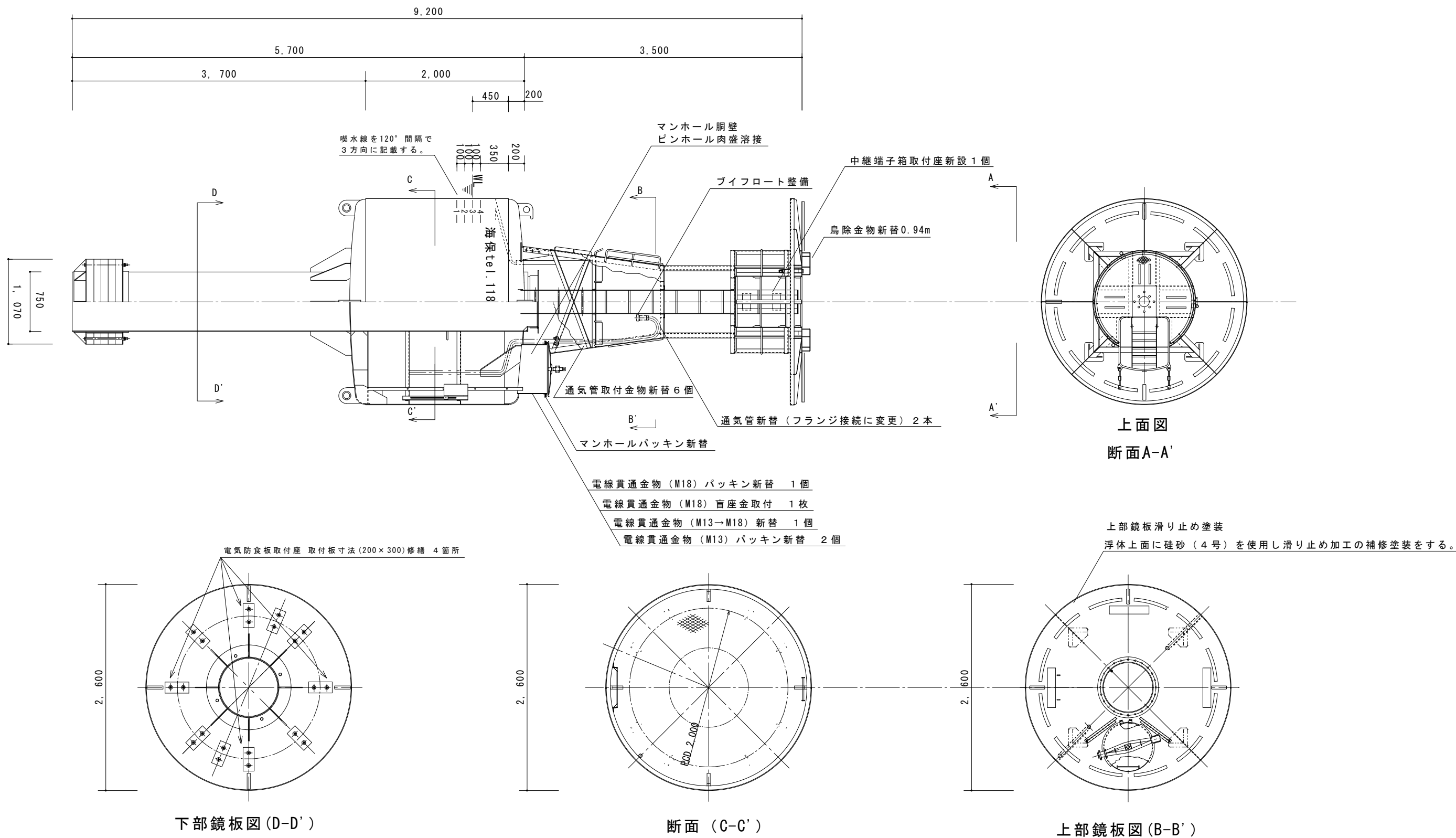


七尾大田浮標置場 配置図 S = 1 / 3 0 0

標体別作業内容

標識名：七尾港第十八号灯浮標

標体番号：93058



L-1 型 (共用) S=1/100

令和 7 年度

工事件名 標体 (L-1) 2 基ほか 1 件整備

図面名称 標体別作業内容 (七尾港第十八号灯浮標)

縮尺
図示

設計 第九管区海上保安本部

図面番号 2 / 1 1

標識名：七尾港第十五号灯浮標

標識名：国分航路第二号灯浮標

Technical drawing of a ship's hull section, showing dimensions and modifications. The drawing includes a side view and a cross-sectional view.

Dimensions:

- Overall length: 10,350
- Section length: 6,050
- Section width: 4,300
- Section height: 3,700
- Section width (right): 2,350
- Section width (left): 600
- Section width (right): 200
- Section height (left): 850
- Section height (right): 1,170

Modifications and Notes:

- 喫水線を120° 間隔で3方向に記載する。
- 通気管取付金物新替 6個
- ブイフロート整備
- 通気管新替（フランジ接続に変更）2本
- ロープ留め金具新設 2本
- 中継端子箱取付座新設 1個
- 太陽電池モジュール取付座新設 5組

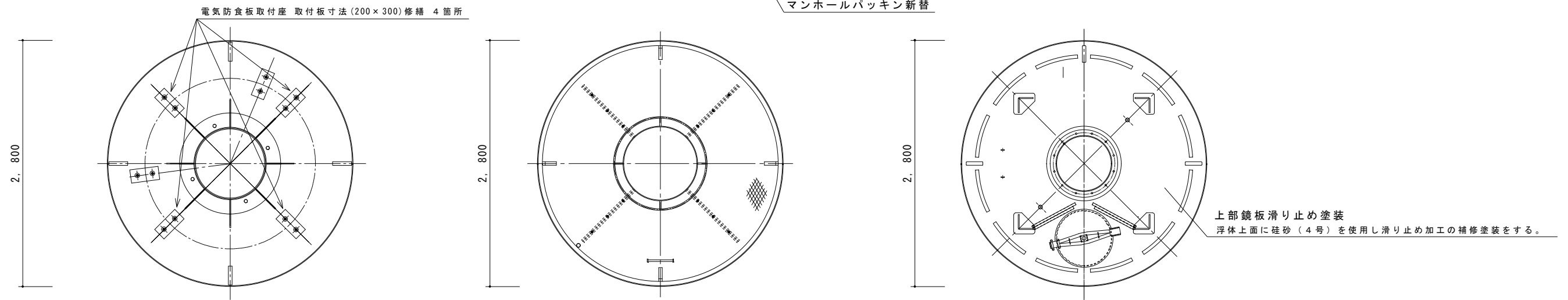
Other Labels:

- 海保tel. 118
- W1
- 100
- 100
- 100
- 100
- 400
- 200
- 116

Views:

- Side view (A-A')
- Cross-sectional view (B-B')
- Top view (C-C')
- Bottom view (D-D')

槽平面圖 (A-A')

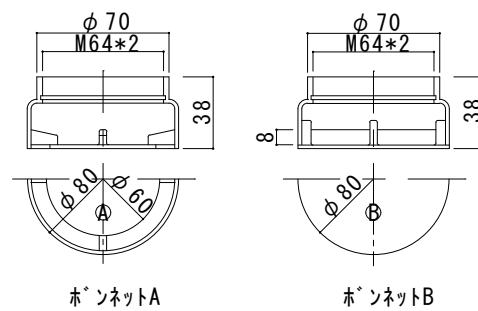
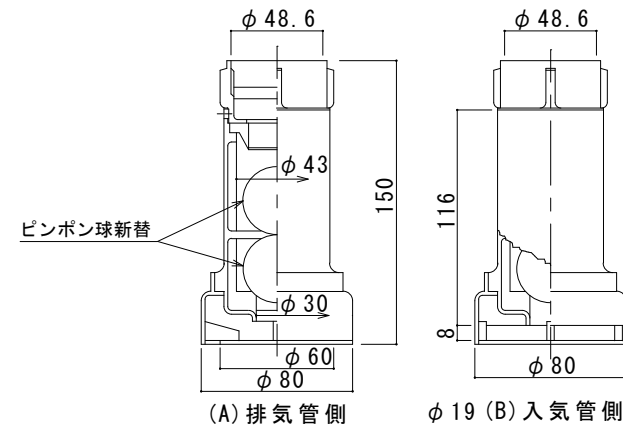


上部鏡板図 (B-B')

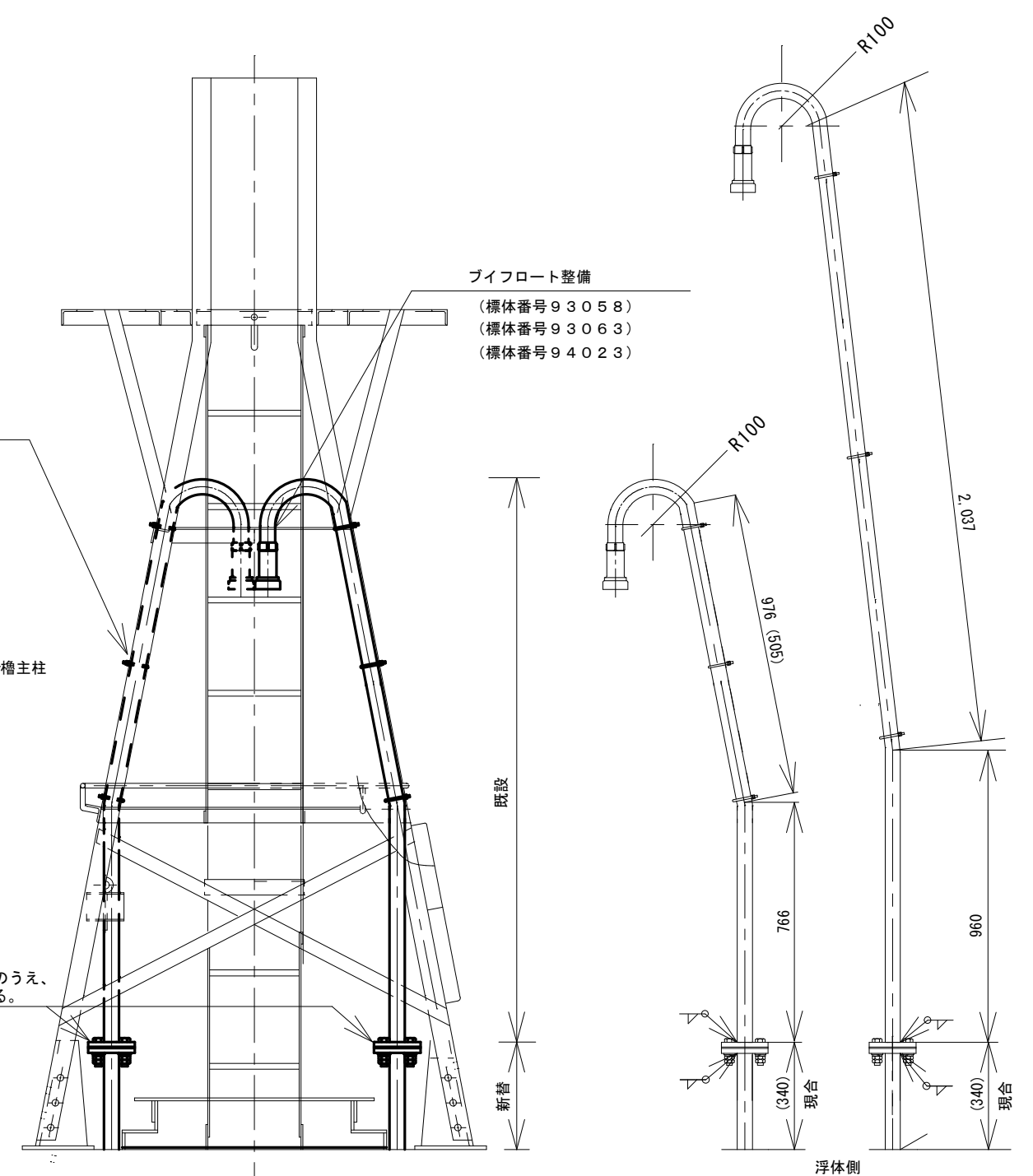
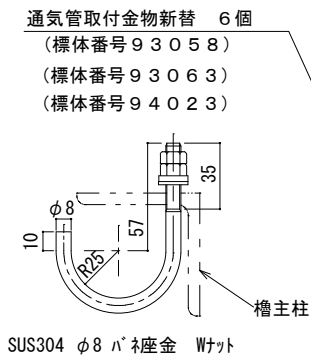
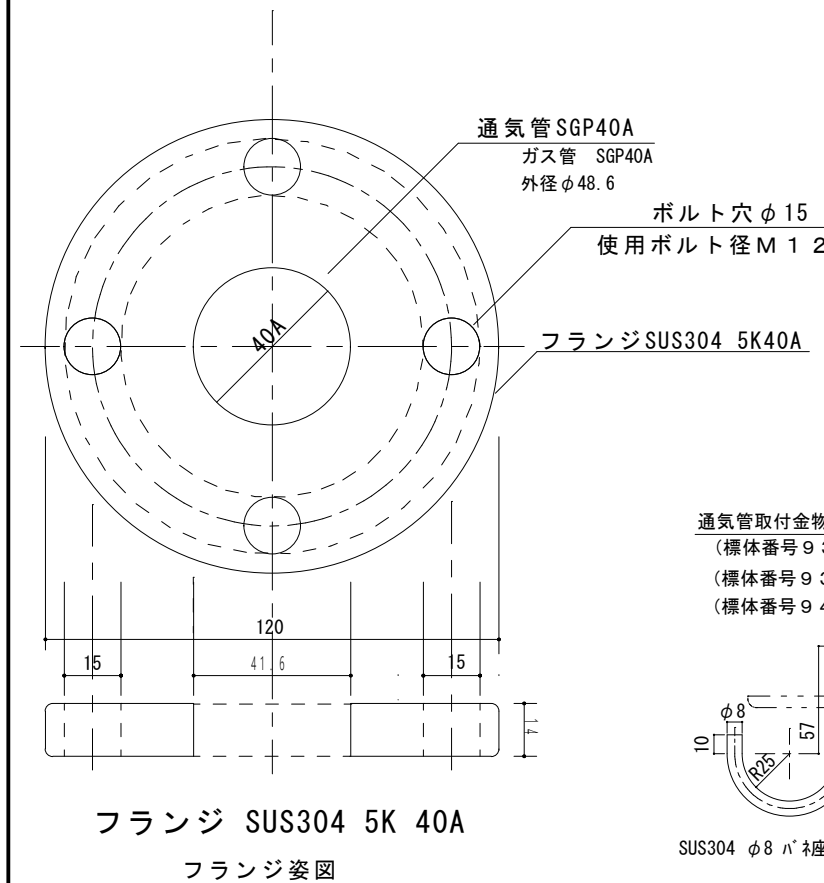
設計	図面番号 4 / 1 1
----	-----------------

バイフロート整備図（共通） S = 1 / 4

通気管等整備図（共通） S = 1 / 20



標体番号	数量
(標体番号 9 3 0 5 8)	2個整備
(標体番号 9 3 0 6 3)	2個整備
(標体番号 9 4 0 2 3)	2個整備



既設ゴムホースを撤去のうえ、
フランジ接続方式とする。

(標体番号93058)
(標体番号93063)
(標体番号94023)

ボルトナット SUS304 M12×60
W SW WN × 8組

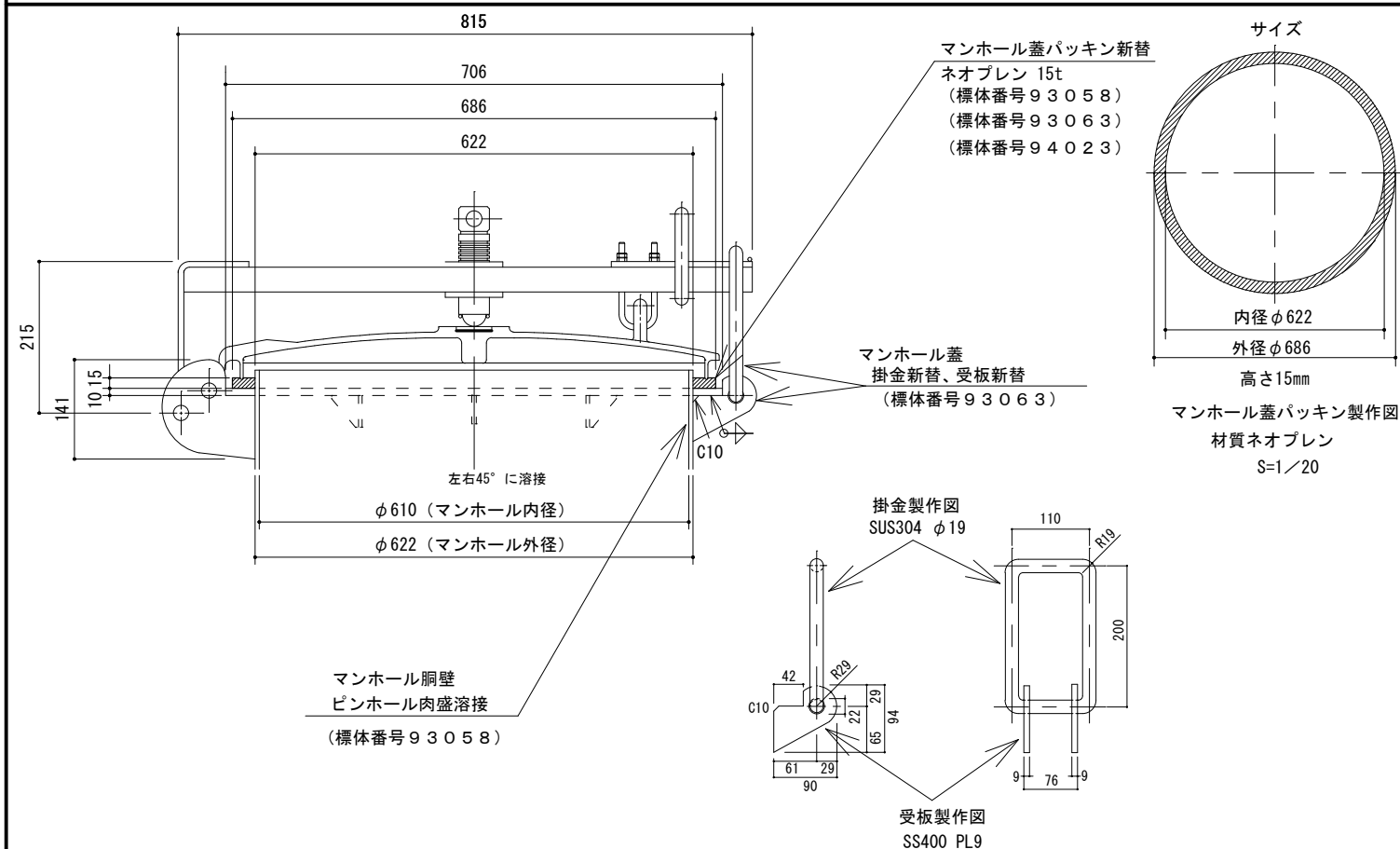
フランジ SUS304 5K 40A

パッキン ネオプレン
F型40A t3

W=ワッシャ
SW=スプリングワッシャ
WN=ダブルナット

通気管詳細図

マンホール整備図（共通） S = 1 / 1 0



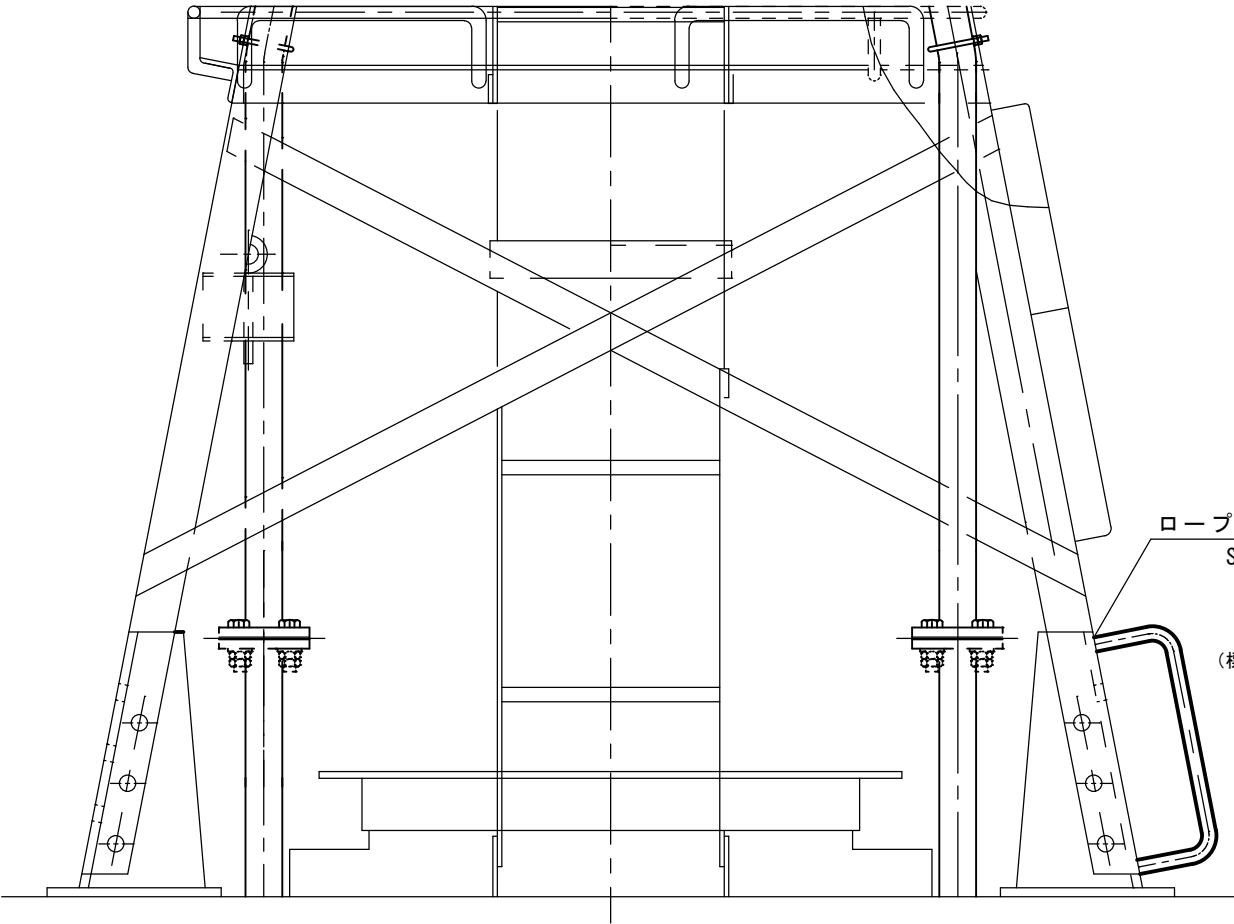
マンホール蓋パッキン製作図
材質ネオブレン
S=1/20

マンホール蓋
掛金新替、受板新替
(標体番号93063)

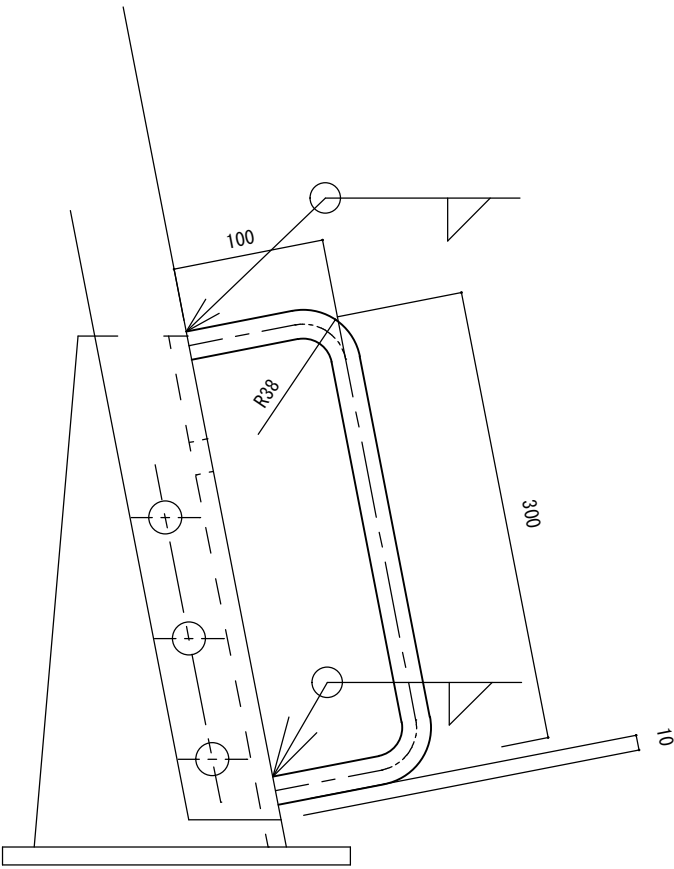
掛金製作図
SUS304 φ19

受板製作図
SS400 PL9

ロープ留め金具

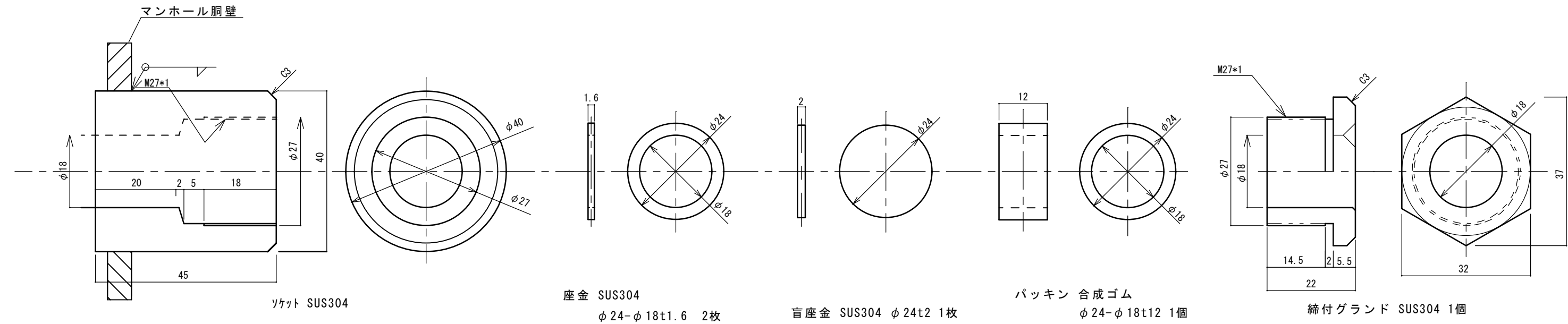


ロープ留め金具取付位置図



ロープ留め金具 (SS400 φ19) 2本／基製作
S=1/5
(標体番号94023)

電線貫通金物整備図（共通）

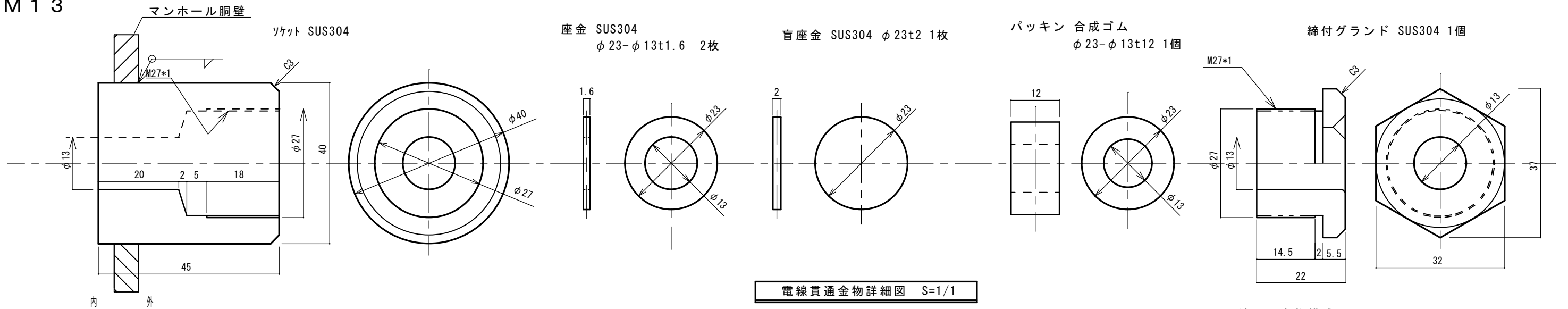


- 電線貫通金物構成
- ・ソケット 1個
 - ・締付グランド 1個
 - ・座金 2枚
 - ・パッキン 1個
 - ・盲座金 1枚

製作数：3個
交換パッキン：3個
取付盲座金：3個

M 1 8

M 1 3



電線貫通金物詳細図 S=1/1

- 電線貫通金物構成
- ・ソケット 1個
 - ・締付グランド 1個
 - ・座金 2枚
 - ・パッキン 1個
 - ・盲座金 1枚

製作数：2個
交換パッキン：4個

標体別作業一覧

標体番号 93058	電線管通金物 (M13, 1個) を撤去	製作 (M18, 1個) を取付	既設貫通金物	パッキン交換 (M18 1個, M13 2個)	既設貫通金物	盲座金取付 (M18, 1枚)
標体番号 93063	電線管通金物 (M13, 2個) を撤去	製作 (M18, M13, 各1個) を取付	既設貫通金物	パッキン交換 (M18, M13, 各1個)	既設貫通金物	盲座金取付 (M18, 1枚)
標体番号 94023	電線管通金物 (M13, 2個) を撤去	製作 (M18, M13, 各1個) を取付	既設貫通金物	パッキン交換 (M18, M13, 各1個)	既設貫通金物	盲座金取付 (M18, 1枚)

令和 7 年度

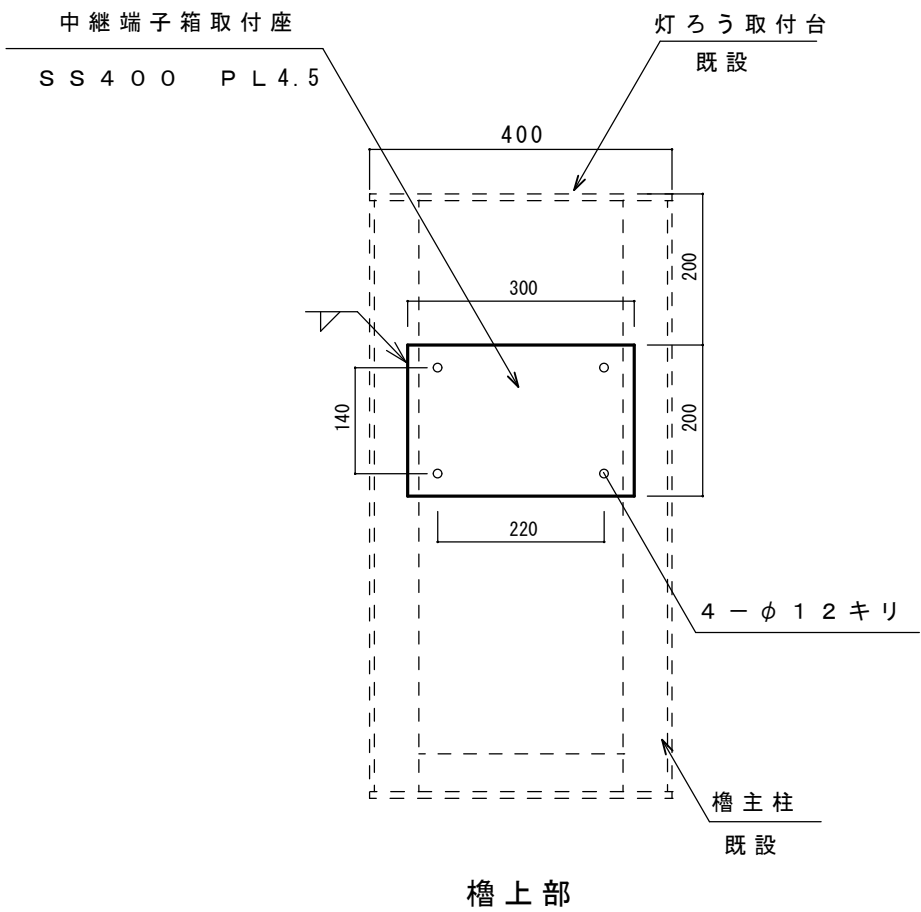
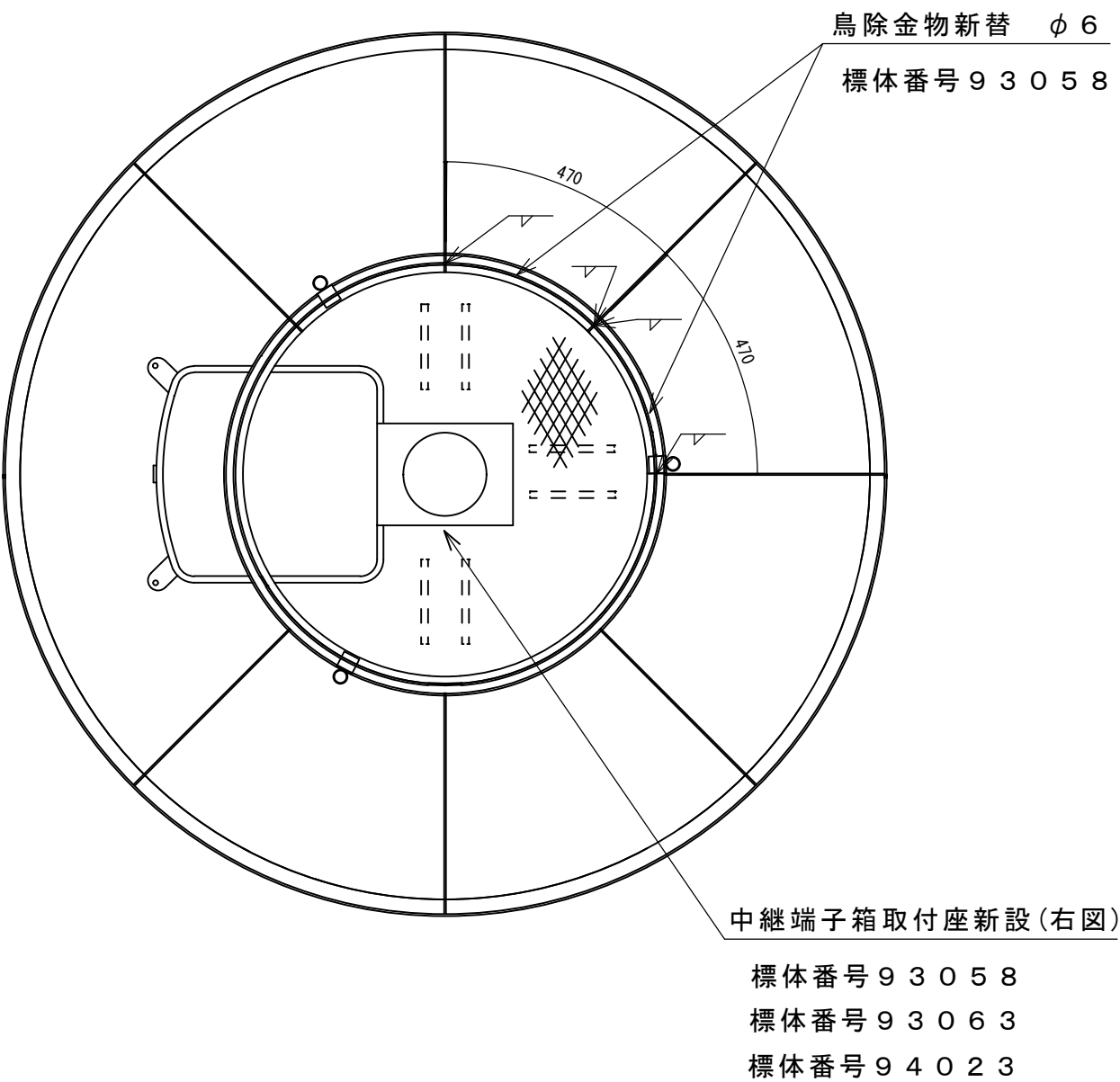
工事件名
標体 (L-1) 2 基ほか1件整備

図面名称
電線貫通金物図

縮 尺
図 示

第九管区海上保安本部

設計
図面番号
7 / 1 1

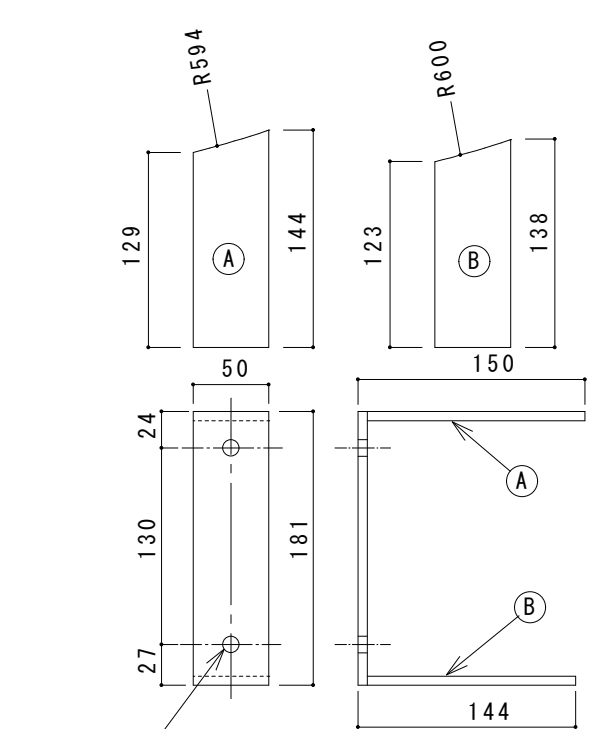
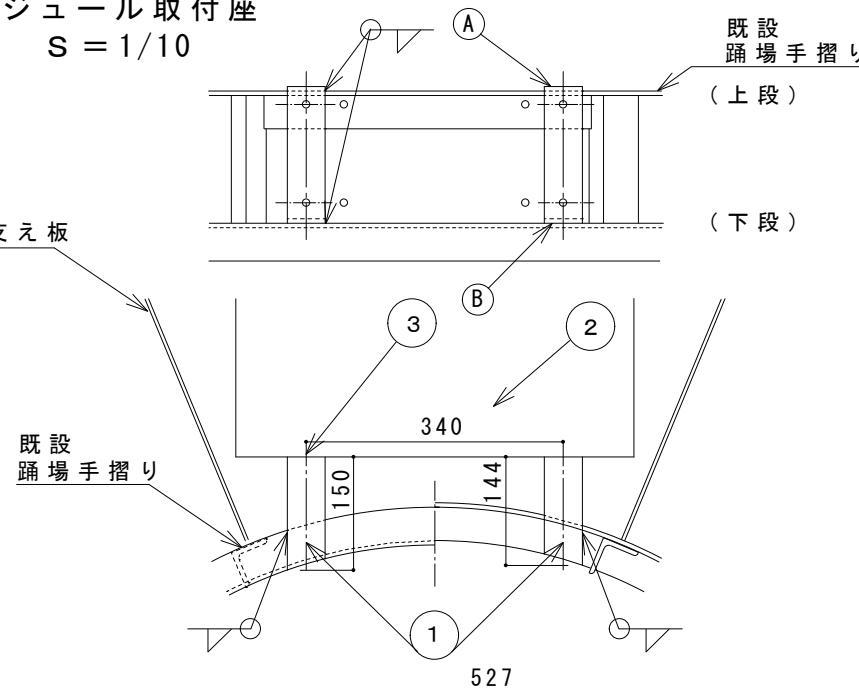


中継端子箱取付座新設 S = 1 / 5
標体番号 93058
標体番号 93063
標体番号 94023



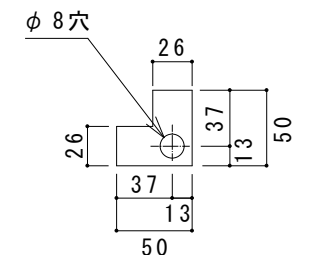
太陽電池モジュール取付座製作図及び取付図

太陽電池モジュール取付座
取付要領図 S = 1/10



① 太陽電池モジュール取付座 S = 1/5
SS400 FB50*6

③ 4-SUS304 M8*35 平、ハネ座金

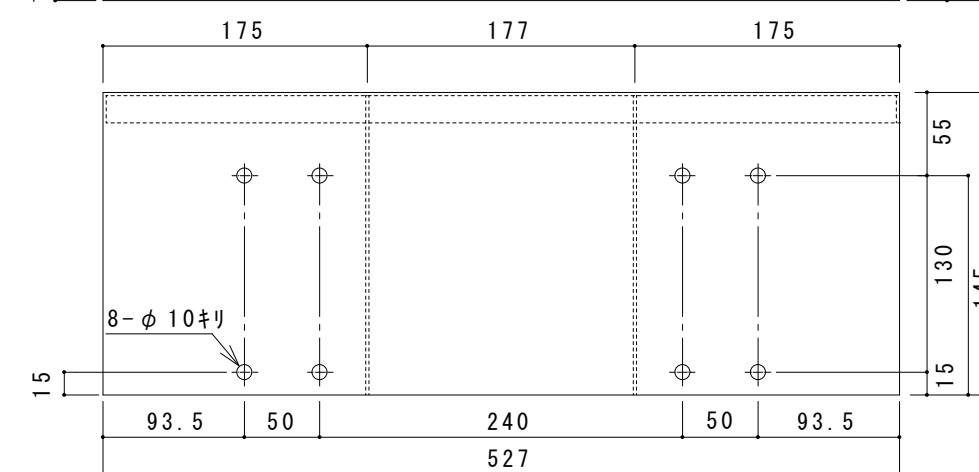
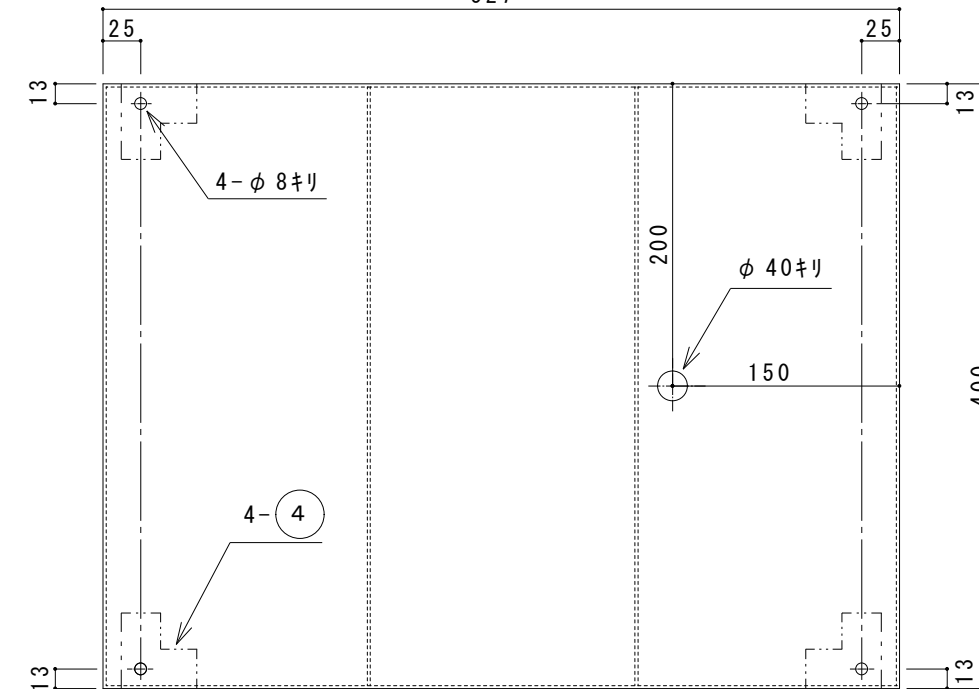


④ ハッキン 材フレン2t S = 1/5

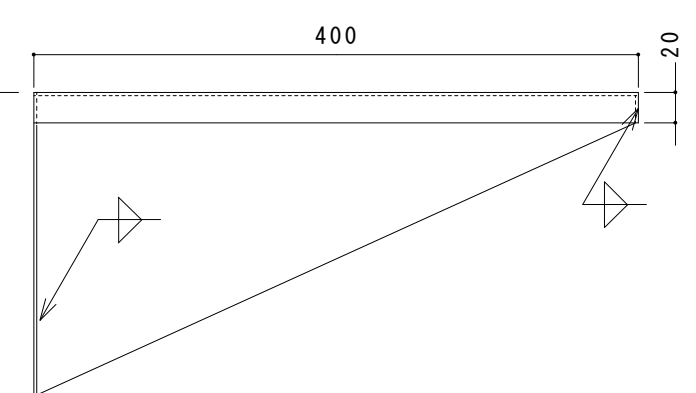
② に接着

太陽電池モジュール取付座取付図 S = 1/5

対象標識 国分航路第二号灯浮標
(94023)
5枚分



② 太陽電池モジュール取付座 S = 1 / 5 SUS304 PL2



令和7年度

工事件名 標体 (L-1) 2基ほか1件整備
(伏木富山港に使用)

図面名称 太陽電池モジュール取付座製作図及び取付図

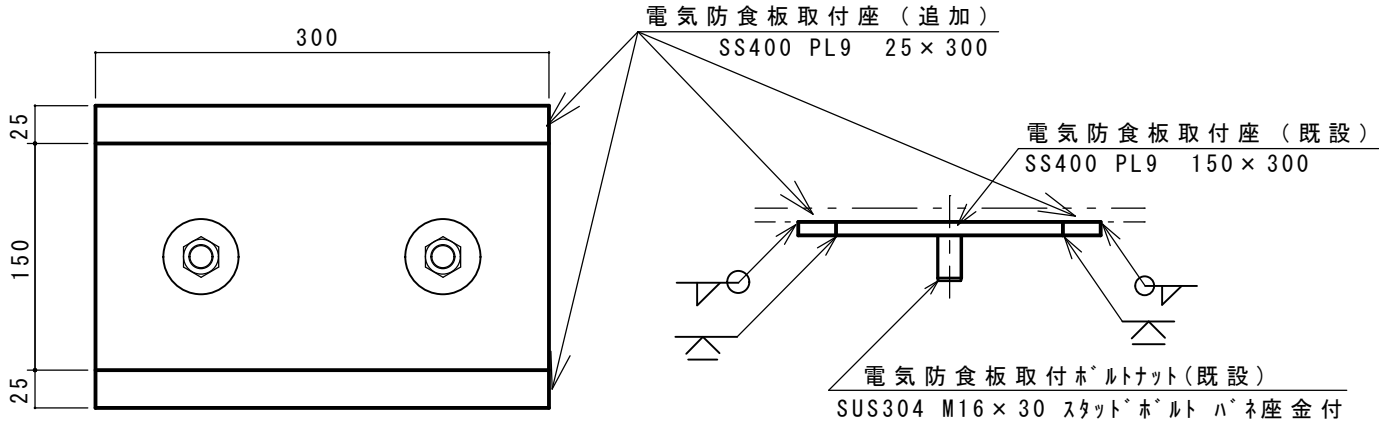
縮尺 図示

第九管区海上保安本部

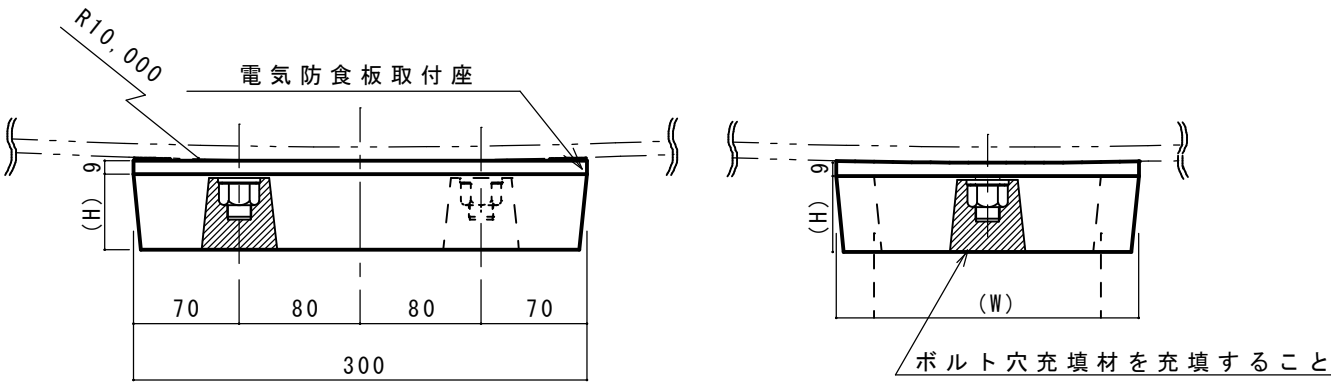
設計 図面番号 9 / 1 1

電気防食板取付座、電気防食板

標体番号93058 七尾港第十八号灯浮標



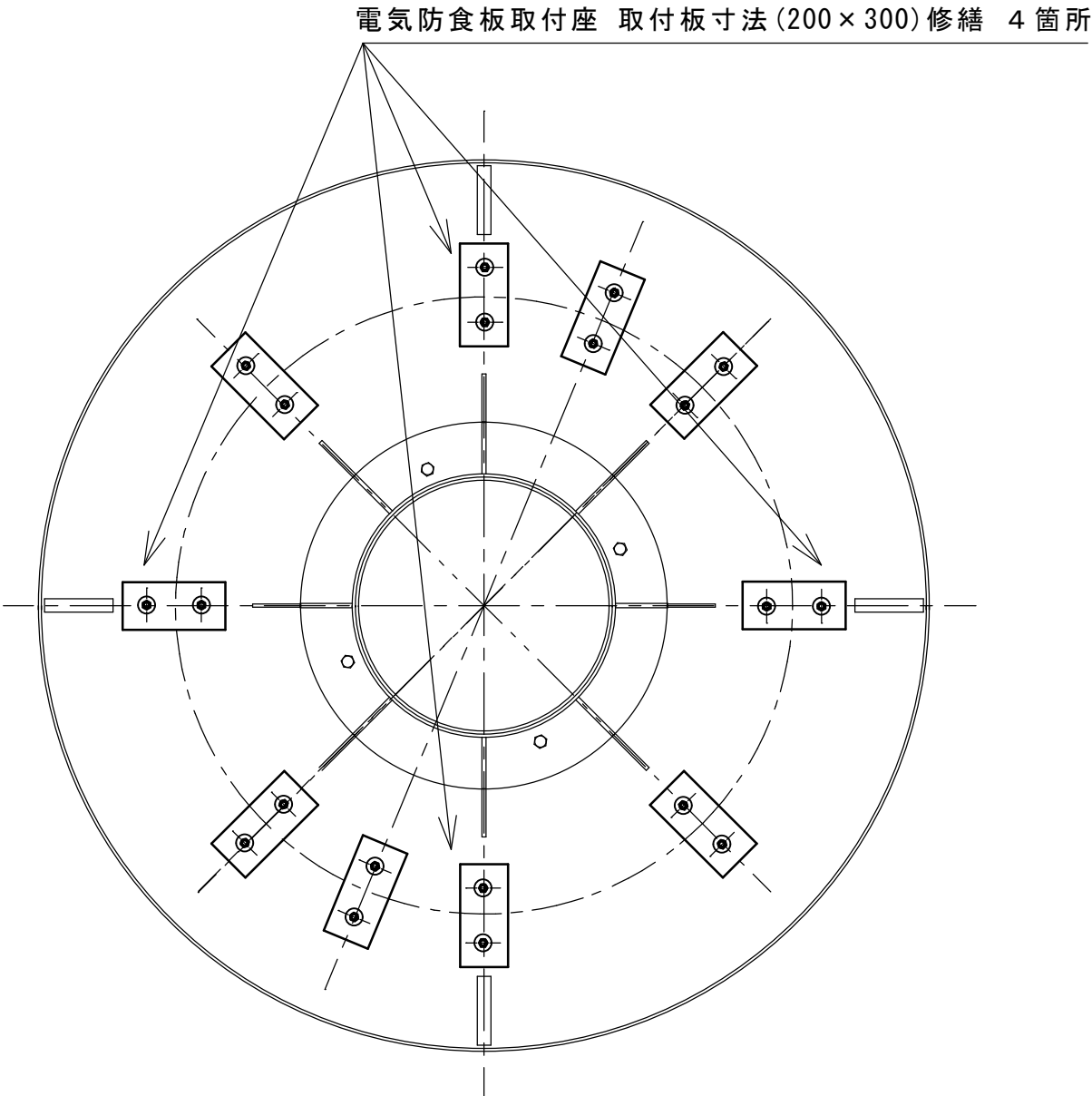
電気防食板取付座修繕 S = 1 / 5



幅 (W), 高さ (H): 電気防食板の仕様による。

電気防食板取付方法 (取付板寸法200 x 300) S = 1 / 5

規格: 別表3参照
必要数量: 別表3参照



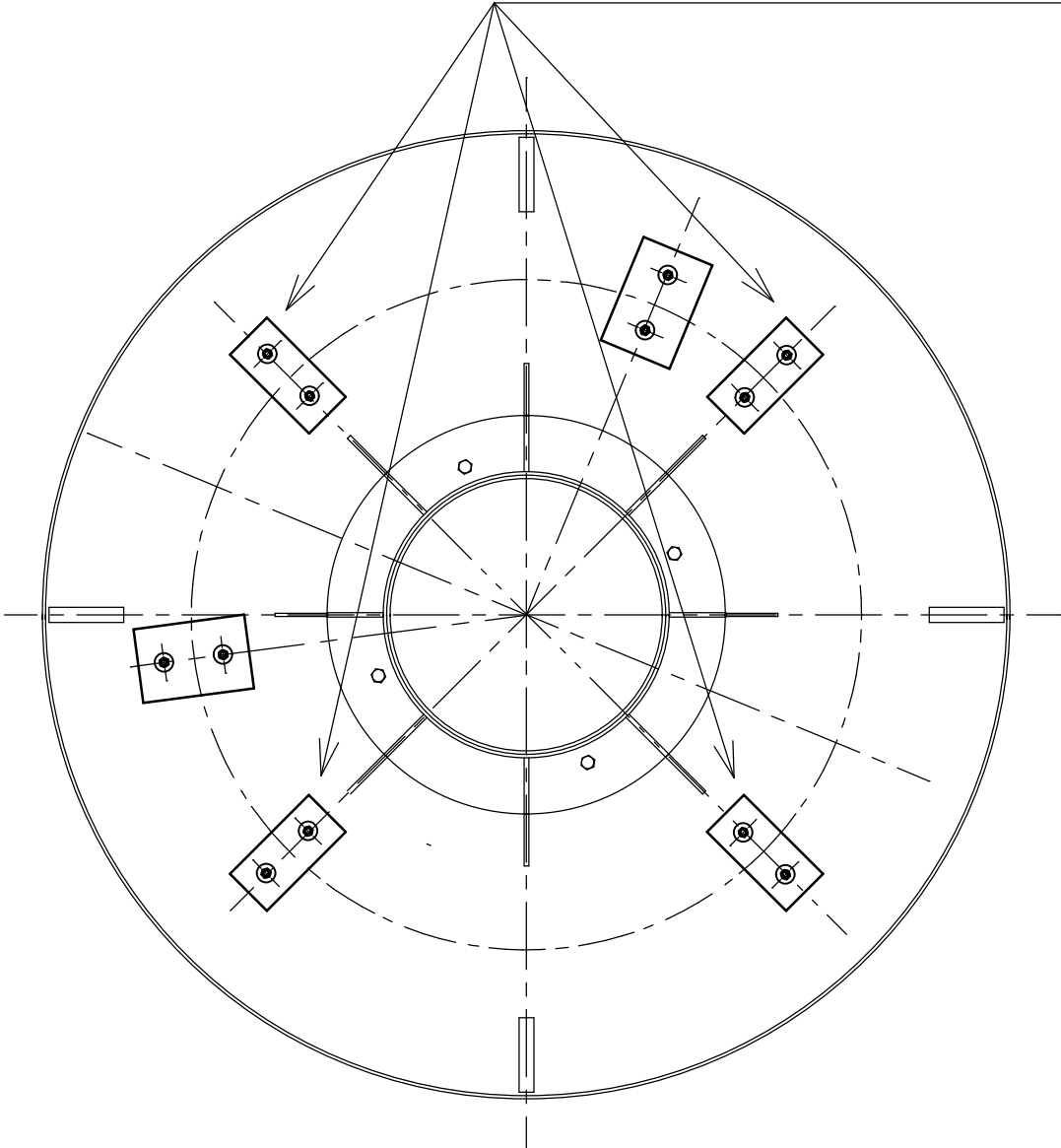
下部鏡板図 S = 1 / 20

・電気防食板を、配置よく取付けること。

標体番号93063 七尾港第十五号灯浮標

標体番号94023 国分航路第二号灯浮標

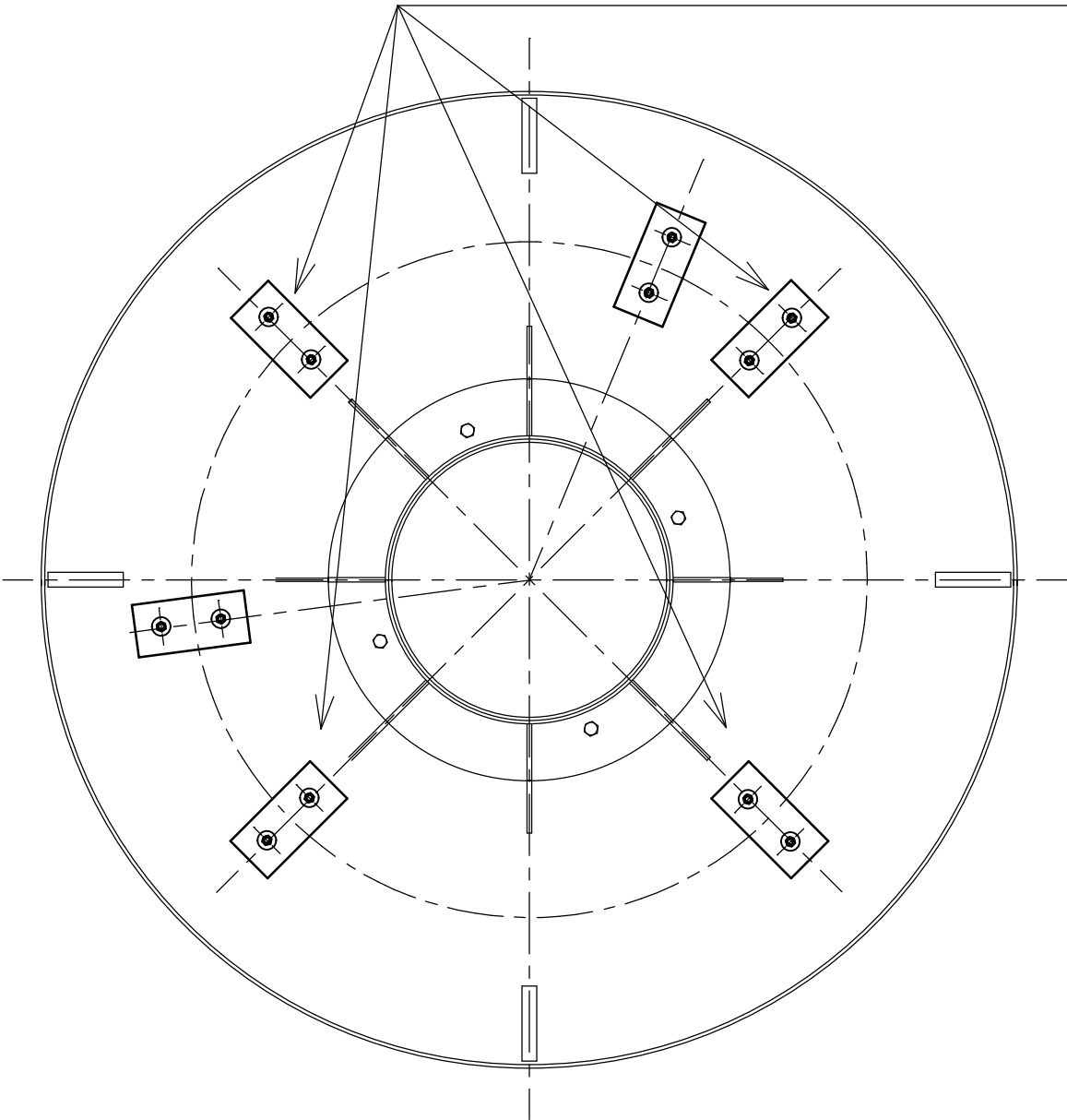
電気防食板取付座 取付板寸法 (200×300)修繕 4箇所



下部鏡板図 S = 1 / 2 0

・電気防食板を、配置よく取付けること。

電気防食板取付座 取付板寸法 (200×300)修繕 4箇所



下部鏡板図 S = 1 / 2 0

・電気防食板を、配置よく取付けること。